

反映区分 「 A 」 条例と同趣旨のもの、 「 B 」 条例の修正を行ったもの、「 C 」 条例の推進の段階で検討するもの、 「 D 」 条例の修正が困難なもの、
「 E 」 条例に関する感想や質問であるもの

パブリック・コメントの実施結果

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
1	D	<p>県産のブランド果物や野菜などを守るため栽培地とその周辺道路に高精細監視カメラを設置することを義務化する。</p>	<p>本条例は、知的財産に関する基本理念及び県、事業者、県民等の責務を規定しており、事業者等に義務を課し、権利を制限することを規定するものではありません。</p> <p>なお、いただいたご意見は、施策の検討の際の参考とさせていただきます。</p>
2	C	<p>県産のブランド果物や野菜などを守るため、栽培地とその周辺道路に設置する監視カメラの費用の一部又は全部を県や市町村が負担する。</p> <p>監視カメラにより苗を盗む犯人の監視と地域の安全にもつながる。</p> <p>電気がない場所ではソーラー充電式の監視カメラを使用する。</p>	<p>いただいたご意見は、施策検討の際の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県の試験研究機関や農業大学校では、県が開発した果物や野菜の品種を守るため、ハウス栽培や露地栽培など品目ごとの栽培方法、栽培地の立地条件に応じて、監視カメラの設置のほか、ハウス施設の施錠やフェンス・ゲートの設置などを組み合わせるなどして盗難防止に努めています。</p> <p>農家においても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス施設の施錠 ・苗や苗木を管理するための台帳の整備 <p>といった防犯対策がさらに徹底されるよう、農協(農業協同組合)などの関係団体と一緒に指導していきます。</p>

反映区分 「A」条例と同趣旨のもの、「B」条例の修正を行ったもの、「C」条例の推進の段階で検討するもの、「D」条例の修正が困難なもの、「E」条例に関する感想や質問であるもの

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
3	C	<p>元々「知的財産」の概念は広く、各権利それぞれが枝葉に分かれた構成です。</p> <p>今回の条例案の概要は、概要であるが故か漠然としており、県、大学、市町、事業者、ひいては県民の責務を条例化されたところで、具体的に何がしたいのか分かりづらいところがある。</p> <p>理念条例であったとしても、そもそもの知的財産についての知識を広げる活動を重視しないと、条例の普及、実行は難しいのではないかと。</p>	<p>知的財産に関する知識の普及については、本条例に基づき、具体的な取組を進めていく予定です。</p>
4	A	<p>自治体・県規模で知的財産の条例を定めるのであれば、特許庁や弁理士会、知的財産教育協会の協力を仰ぐのも一つの方法ではないかと。</p>	<p>本条例第4条第1項第3項では、県の責務として、事業者、大学等、市町及び知的財産に関する専門的知識を有する者との連携の強化を図ることとしています。</p> <p>また、条例案の作成に当たりまして、弁理士会及び大学とも意見交換を行いました。</p>
5	E	<p>目的で「本県の特徴を生かした新たな知的財産の創造を推進」とあるが、新たな知的財産とは「いちごさん」や「にじゅうまる」などの産品のように0（ゼロ）から作られるものに限られるのか。</p>	<p>目的の「本県の特徴を生かした新たな知的財産の創造を推進」は、「0（ゼロ）」から創造されるものに限定しているものではなく、既存の知的財産を活用して新たな知的財産を創造するケースもあると考えています。</p>

反映区分 「 A 」 条例と同趣旨のもの、 「 B 」 条例の修正を行ったもの、「 C 」 条例の推進の段階で検討するもの、 「 D 」 条例の修正が困難なもの、
「 E 」 条例に関する感想や質問であるもの

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
6	E	<p>地元産業の中で昔から廃棄物として処理されていたものを地域資源と考え、それを活かした商品開発をした場合、それは佐賀ならではの強みを活かした新たな知的財産を生み出す好循環と解釈されるか。</p>	<p>本条例の前文でいう「好循環」とは、これまで生み出された知的財産を大切にし、守り、育て、このような良好な環境の下で新たな知的財産を生み出し、その生み出された知的財産をまた守り、育てていくといった好循環サイクルを考えています。</p> <p>ご質問の内容は、廃棄物のリサイクル＝地域資源の循環の一つの例として表現されているものと解しますが、リサイクルの過程において、人の創造的活動によって生み出されるもの（技術やアイデア、商品、サービスなど）があれば、「知的財産を生み出す」・「知的財産の創造」に該当する場合もあると考えています。</p>

反映区分 「 A 」 条例と同趣旨のもの、 「 B 」 条例の修正を行ったもの、「 C 」 条例の推進の段階で検討するもの、 「 D 」 条例の修正が困難なもの、
「 E 」 条例に関する感想や質問であるもの

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
7	E	<p>米どころ佐賀を土台とし、佐賀は清酒王国として有名である。</p> <p>処分を問題視される副産物の酒粕だが、それを地域資源(財産)とかがえて新たに赤酢を開発した。</p> <p>現在、日本で赤酢の産地と呼ばれている県はない。</p> <p>そこで、黒酢といえば鹿児島、赤酢といえば佐賀という地域ブランドを創出していきたいと考えている。</p> <p>県内酒蔵数社とも協力体制が確立されている。</p> <p>米 日本酒 赤酢という地域ブランドストーリーができています。</p> <p>そして、佐賀県に赤酢という新しい産業の創出ができると考えている。この条例(案)の主旨や目的を見る限り、この取組、新しい佐賀ブランドを創出する事をサポートしてもらえると解釈したが、どうか。</p> <p>それとも、既存で認知があるものだけ(諸富家具、名尾和紙、佐賀海苔など)に適用されるのか。</p> <p>このような地域活性にもつながる取組もこの条例の対象としていただきたい。</p>	<p>本条例第4条第1項第4号では、県の責務として、「知的財産を活用した地域ブランドの保護、育成及び創出を支援すること」を規定しています。</p> <p>個別具体的な事案に対する支援については、県や関係機関ですでに実施しているものもありますので、まずは、佐賀県知的財産総合支援窓口(佐賀県産業イノベーションセンター知財支援課)にご相談いただきますようお願いいたします。</p>
8	E	<p>意見としては「賛成」である。</p> <p>先日の「にじゅうまる」の流出の件、関係するものとして不快な思いをしたところである。</p>	<p>引き続き、「にじゅうまる」の苗木の不正流出のような事案が発生しないように取り組んでいきます。</p>

反映区分 「 A 」 条例と同趣旨のもの、 「 B 」 条例の修正を行ったもの、「 C 」 条例の推進の段階で検討するもの、 「 D 」 条例の修正が困難なもの、
「 E 」 条例に関する感想や質問であるもの

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
9	E	<p>今回の条例はいわゆる“理念条例”と認識していますが、将来的には“実行条例”となり、罰則等が伴えばいいと思っている。</p> <p>罰則を与えることが目的ではなく、それが抑止力になり不正流出等がなくなればというのが願いである。</p>	<p>罰則については、特許法(特許権)や種苗法(育成者権)、商法(商標権)など知的財産権に関する法律において、罰則の規定があるため、本条例は、知的財産に関する基本理念及び県、事業者、県民等の責務を規定した理念型条例としています。</p>
10	E	<p>条例にも記載されているように、ブランディング等により佐賀県の農林水産物、産出物がより良いものになっていくことを願っています。</p>	<p>佐賀県の農林水産物、産出物がより良いものになるよう、事業者や県民の皆さんなどと一緒に取り組んでいきます。</p>
11	E	<p>知的財産が尊重される環境の醸成とは具体的に考えられているのか、今から考えるのか。</p>	<p>知的財産が尊重される環境の醸成とは、事業者や県民の方々などの知的財産への関心や理解が深まり、これまで生み出された知的財産を大切にし、守り、育て、このような良好な環境の下で新たな知的財産を生み出し、その生み出された知的財産をまた守り、育てていくといった好循環サイクルが根付く社会的環境をつくりだすことと考えています。</p>
12	C	<p>人材育成とは知財管理技能士の取得支援等も考えるのか。</p> <p>担当者は取得した方が良いのではないか。</p> <p>県内での取得者は少ない。</p>	<p>いただいたご意見は、施策検討・実施の際の参考とさせていただきます。</p>

反映区分 「A」条例と同趣旨のもの、「B」条例の修正を行ったもの、「C」条例の推進の段階で検討するもの、「D」条例の修正が困難なもの、「E」条例に関する感想や質問であるもの

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
13	C	<p>弁護士会、弁理士会との連携、佐賀県産業イノベーションセンター（旧地域産業支援センター）の知財総合支援窓口との連携はしていくのか。</p> <p>佐賀県産業イノベーションセンター（旧地域産業支援センター）の知財総合支援窓口を知らない人も多い。</p>	<p>弁理士会や佐賀県産業イノベーションセンター（知財総合支援窓口）などとも連携をし、それぞれの窓口の周知にも努めてまいります。</p>
14	C	<p>佐賀県の地域団体商標登録件数は9件であるが、GI（地理的表示）とも合わせて他にも取得の検討をする必要がある。</p>	<p>いただいたご意見は、施策検討・実施の際の参考とさせていただきます。</p>
15	C	<p>育成者権の登録と商標登録との注意点（同じ呼称は使えないので商標で長く守っていく）等の今後の啓発をしていく必要がある。</p>	<p>いただいたご意見は、施策検討・実施の際の参考とさせていただきます。</p>
16	D	<p>種々の項目において、「知的財産の保護、活用及び創造」との記載があるが、俗に言われる「知的創造サイクル」は、創造から始まり、保護、活用と続くものと考えられることから、「知的財産の創造、保護及び活用」という並びにしてはどうか。</p>	<p>令和4年2月に不正流出事案が発生した佐賀県のかんきつブランド「にじゅうまる」の品種開発には20年以上の期間を要しており、知的財産は、一朝一夕に創出されるものではありません。</p> <p>こうしたことを踏まえ、本条例では、まずは、これまで生み出された知的財産を守り、育て、そして新たな知的財産を生み出し、その生み出された知的財産をまた守り、育てていくという好循環サイクルを考えています。</p>

反映区分 「 A 」 条例と同趣旨のもの、 「 B 」 条例の修正を行ったもの、「 C 」 条例の推進の段階で検討するもの、 「 D 」 条例の修正が困難なもの、
「 E 」 条例に関する感想や質問であるもの

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
17	D	<p>県の責務に「知的財産が尊重される環境を醸成すること。」との記載があるが、知的財産が尊重されるためには、まず、知的財産に対する理解が必要であると考えられることから、県民の責務と同様に、「知的財産に関する理解を深め、知的財産が尊重される環境を醸成すること。」という記載にしてはどうか。</p> <p>「知的財産に関する理解を深める」という観点は、「本県の未来を支える知的財産を保護し、及び適切に活用するという県民一人一人の意識を高める」という目的にも合致するのではないか。</p>	<p>「知的財産に関する理解を深め」につきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の責務「知的財産が尊重される環境の醸成」 ・事業者の責務「知的財産を尊重した経済活動」 ・大学の責務「知的財産を尊重した研究」 <p>の「尊重」という言葉の中に、知的財産に関する理解を深めるという意味も含むと考えています。</p>
18	D	<p>事業者の責務に「知的財産を尊重した経済活動を行うことにより」との記載があるが、知的財産が尊重されるためには、まず、知的財産に対する理解が必要であると考えられることから、県民の責務と同様に、「知的財産に関する理解を深め、知的財産を尊重した経済活動を行うことにより」という記載にしてはどうか。</p>	同上
19	D	<p>大学の責務に「知的財産を尊重した研究を行うとともに」との記載があるが、知的財産が尊重されるためには、まず、知的財産に対する理解が必要であると考えられることから、県民の責務と同様に、「知的財産に関する理解を深め、知的財産を尊重した研究を行うとともに」という記載にしてはどうか。</p>	同上

反映区分 「 A 」 条例と同趣旨のもの、 「 B 」 条例の修正を行ったもの、「 C 」 条例の推進の段階で検討するもの、 「 D 」 条例の修正が困難なもの、
「 E 」 条例に関する感想や質問であるもの

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
20	D	<p>「市町の責務」について、「県、大学及び事業者と積極的な連携協力を行い」との記載があるが、実務をしている上で、特に事業者の知財に対する理解度は、まだ低いように感じていることから、この連携協力の中に、いかに知的財産に関する専門的知識を有する者が入り込めるかが重要であると考えている。</p> <p>そのため、「県の責務」同様、「県、大学、事業者及び知的財産に関する専門的知識を有する者と積極的な連携協力を行い」という記載にしてはどうか。</p>	<p>知的財産に関する専門的知識を有する者との協力連携については、県が全県的に担い、それぞれの市町は県と連携をしながら専門的知識を有する者をつないでいくカタチを考えています。</p> <p>なお、市町や事業者の知財に対する理解を深めるための普及啓発についても、県の責務として取り組んでいきます。</p>